

兵庫県公報

令和2年10月23日 金曜日 第151号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
○ 同 上（同）	8
病院局公告	
○ 入札公告	9
○ 同 上	14
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	17
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の廃止	17
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	17
公安委員会規則	
○ 暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	17
警察本部公告	
○ 入札公告	28
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 令和2年度行政書士試験の実施に関する事項の変更	31

公布された法令のあらまし

- 暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）
暴力団排除条例の一部が改正されること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
遠方土地改良区	令和2年10月9日



兵庫県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、令和2年3月31日に適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
相野駅周辺土地改良区	集落基盤整備事業 (ほ場整備)	相野地区	令和2年10月23日から 同 年11月12日まで	三田市役所



兵庫県告示第1103号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
取締役事業所長 岩崎 浩之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号口 ろ過施設 (No. 1、No. 2)
能	力	750L/時・基
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続
使用時間の季節的変動の概要		なし

	区 分	通 常	最 大
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	6～7	6～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	220,000	220,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200,000	200,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん 含有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0/基	0.01/基

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第1104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年10月6日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市日高町十戸地内



兵庫県告示第1105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和2年9月16日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域
新温泉町居組地内

兵庫県告示第1106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年10月5日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市大屋町明延地内

兵庫県告示第1107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年10月19日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
加古川市平岡町新在家ほか

兵庫県告示第1108号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月20日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町五丁目地内

兵庫県告示第1109号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番

苦 編 姫 路 市	苦 編 鎗 戸 山	673番 675番1から675番9までの各一部、675番10、675番11から675番15までの各一部、675番19から675番22までの各一部、675番25から675番27までの各一部、675番28から675番30まで、675番33、675番34の一部、675番35
-----------	-----------	---



兵庫県告示第1110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
栄 町	養 父 市		八 鹿 町 九 鹿	沖 田 寺 坂 奥	1番1、1番2の一部、1番3から1番5まで、3番2、3番3の一部、3番4、8番の一部、3番2から8番に至る地先の道路敷の一部 1610番1の一部、1610番5の一部、1610番6の一部、1610番7、1610番8の一部
丹 戸	養 父 市		丹 戸	家 ノ 脇 前 田 ナ メ ラ 谷	100番地先の水路敷の一部 101番から103番までの各一部、104番、105番の一部、102番から103番に至る地先の無番地の一部、104番から105番に至る地先の道路敷の一部、101番から104番に至る地先の水路敷の一部 174番から178番までの各一部、179番から188番まで、189番の一部、190番1の一部、190番2の一部、191番1の一部、191番2の一部、192番の一部、193番1、193番2、194番から196番まで、197番1の一部、197番2の一部、198番、199番の一部、210番から213番までの各一部、217番の一部、218番の一部、221番の一部、222番、223番、224番の一部、177番地先の無番地の一部、180番地先の無番地、183番地先の無番地、186番地先の無番地、187番地先の無番地、194番地先の無番地、210番地先の無番地の一部、217番地先の無番地、220番地先の無番地の一部、222番地先の無番地、174番地先の道路敷の一部、176番地先の道路敷の一部、182番から185番に至る地先の道路敷、187

				草 谷 寺 尾	番地先の道路敷、193番1から197番1に至る地先の道路敷の一部、214番地先の道路敷の一部、222番から224番に至る地先の道路敷の一部、177番地先無番地の地先の水路敷の一部、189番から193番1に至る地先の水路敷の一部、199番地先の水路敷の一部 262番の一部、264番の一部、266番の一部、267番の一部、269番の一部、270番、271番、272番の一部、273番、274番の一部、275番1の一部、278番2の一部、282番の一部、283番の一部、286番の一部、287番の一部、264番地先の道路敷の一部、266番から271番に至る地先の道路敷の一部、262番から275番1に至る地先の道路敷の一部、278番2地先の道路敷の一部、283番地先の道路敷の一部、272番から282番に至る地先の水路敷の一部、283番地先の水路敷の一部 300番の一部、301番1の一部、301番2、302番の一部、303番1の一部、304番の一部、305番1の一部、305番2の一部、306番の一部、307番1の一部、307番2、308番から310番までの各一部、311番1の一部、311番2の一部、312番1の一部、312番2の一部
--	--	--	--	------------	---



兵庫県告示第1111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
万葉台	朝来市		和田山町寺内	向山	3111番の一部、3113番の一部、3114番の一部
				稲越	784番65の一部、3111番から3114番に至る地先の水路敷の一部
				イノゲ	3111番地先の道路敷の一部

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ケ	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地ほか	3,835	384
コ	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1,014.88	宅地	12,991	1,300

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
 一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
 なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

令和2年10月22日(木)から同年11月9日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

郵送等の場合は、令和2年11月9日(月)消印有効とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
 電話(078)341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

令和2年11月24日(火)午後1時から同年12月1日(火)午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

令和2年12月1日(火)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する(郵送による入札書の提出は認めない。)

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
 電話(078)341-7711 内線2550・2551

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町野添城一丁目7番、18番、19番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家117番地
 昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中正泰

3 許可年月日及び許可番号

令和2年1月21日
 兵庫県指令東播(加土)(建)第1-31号(1播磨)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和2年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町野添城一丁目16番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中正泰
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年1月7日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-32号(1播磨)

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
兵庫県立リハビリテーション中央病院スポーツ医学診療センター(仮称)改修工事
 - (2) 工事場所
神戸市西区曙町1070
 - (3) 工事概要
工種 建築工事一式
鉄筋コンクリート造1階部分の改修工事(改修面積269.17平方メートル)
 - (4) 施工期間
着工の日から令和3年2月28日(日)まで
 - (5) 最低制限価格
有
 - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
 - (7) 入札方式
制限付き一般競争入札(事後審査型)(価格競争)
 - (8) 契約締結予定日
令和2年11月下旬予定
 - (9) 支払条件
 - ア 前払金 有
 - イ 中間前払金 有
 - ウ 部分払 有
履行期間中1回以内とする。
 - エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有
- 2 応募方法
単独企業による。
- 3 入札参加資格
財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 資格要件
 - ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入

札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和2年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築工事においてC等級(社会貢献評価数値40以上の者)及びD等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 嶋本一級建築士事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和2年10月23日(金)から同年11月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話(078)341-7711 内線3476

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

令和2年10月23日(金)から同年11月4日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

前記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和2年10月26日（月）から同年11月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和2年11月12日（木）及び同月13日（金）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和2年11月16日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館1階大入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格

の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の

前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
血管造影X線撮影装置
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所
県立淡路総合医療センター 洲本市塩屋1丁目1-137
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和2年10月23日(金)から同年11月2日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年11月25日(水) 午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年11月24日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年11月24日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和2年11月2日(月)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年12月2日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。なお、本手続は、令和2年度補正予算成立を前提としたものであり、県議会において補正予算が可決された場合に契約の効力を生ずる。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Angiography system, 1set
- (3) Delivery period:
March 31, 2021
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 2, 2020
- (6) Deadline for tender:
17:00 November 24, 2020 by mail
10:00 November 25, 2020 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3598

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年10月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

2 老人ホームの表川西市の項中

	かえでシニアアルヴェンタウン I	同 市火打1丁目14-6
--	------------------	--------------

を

	かえでシニアアルヴェンタウン I	同 市火打1丁目14-6
	社会福祉法人 寿楽福祉会 ウェルハウス キセラ	同 市火打1丁目1-24

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第91条を次のように改める。

第91条 削除

別記第58号様式を次のように改める。

第58号様式 削除

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）は、令和2年12月1日限り、廃止する。

令和2年10月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から適用する。

令和2年10月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

本文中「並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条」を削る。

公安委員会規則

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第11号

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第22条又は第23条」を「第26条又は第27条」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第29条」を「第33条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第26条第2項」を「第30条第2項」に、「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（健全育成阻害行為に対する措置命令の方法）

第7条 条例第22条第1項の規定による命令は、中止命令書（様式第4号）を送達して行うものとする。

2 条例第22条第2項又は第3項の規定による命令は、再発防止命令書（様式第5号）を送達して行うものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

（その1）

第 号

中 止 命 令 書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

命 令 を	本(国)籍	
	住 所	
受 け る 者	氏 名	
	生年月日	
	命令に係る暴力団 事務所等の所在地	

上記の者に対し、暴力団排除条例第14条の規定により、下記のとおり命令する。
記

命 令 の 内 容	
------------------	--

様式第2号（第5条関係）

第 号	
勸 告 書	
年 月 日	
殿	
兵庫県公安委員会 印	
暴力団排除条例第 条の規定により、下記のとおり勸告します。 記	
勸告の原因 となる事実	
勸 告 の 内 容	
この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、暴力団排除条例第33条の規定により、その旨を公表することがあります。	

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

（その1）

第	号
中止命令書	
年	月
	日
殿	
兵庫県 警察署長 印	

命令を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第19条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の 内 容	
------------	--

様式第4号（第7条関係）

（その1）

第 号

中止命令書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第22条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

様式第5号（第7条関係）

（その1）

第 号

再 発 防 止 命 令 書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第22条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

様式第6号（第8条関係）

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div>	<p>身 分 証 明 書 第 号</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日</p> <p>兵 庫 県 印</p>
--	---

↑

54.0

↓

← 85.6 →

(裏)

暴 力 団 排 除 条 例 (抜 粋)

(報 告 徴 収 、 立 入 検 査 等)

第30条第1項から第3項までの規定による権限を行うため必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に暴力団事務所等に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰 則)

第35条 略

2 略

3 第30条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

4 略

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

附 則

この規則は、令和2年10月26日から施行する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月23日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

飛沫感染防止板 10,316枚

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月31日

(4) 納入場所

兵庫県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4935

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永良

電話 (078) 341-7441 内線2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年12月4日（金）午前10時 兵庫県警察本部本館11階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年12月3日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の金額の入札保証金を令和2年12月3日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等の書類を令和2年11月6日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年12月11日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記3(4)及び4(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、3(4)又は4(5)エ若しくはオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenichiro Yoshioka, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature of the product to be purchased:

Sneeze Guard

(3) Fulfillment period:

Contract day through March 31, 2021

(4) Delivery places:

Hyogo Prefectural Police HQ and each Police Station, and so on

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 November 6, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 December 3, 2020 by mail

10:00 December 4, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagara, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2254

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

令和2年度行政書士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和2年度行政書士試験について、令和2年7月7日付け兵庫県公報第120号で公告した「令和2年度行政書士試験の実施」のうち試験場所について次のとおり変更する。

令和2年10月23日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

1 変更の内容

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6-10-1
	シーサイドホテル舞子ビラ神戸	神戸市垂水区東舞子町18-11

2 変更の理由

予定していた試験実施の場所が使用できなくなったため。

3 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町25番地

電話 (03) 3263-7700